文 被告人を懲役8月に処する。 未決勾留日数中30日をその刑に算入す 玾

(犯罪事実)

被告人は 平成13年11月8日, A地方裁判所において, 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律10: 

C方に侵入したものである。

(証

(適用法令)

条 罰

判示第1の所為について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律29条

判示第2の所為について 刑法130条前段

刑種の選択 いずれも懲役刑

併合罪の処理 刑法45条前段, 3 47条本文,10条,47条ただし書(重い判示第2の罪の刑に法定の)

未決勾留日数の算入 刑法21条 4

訴訟費用の不負担 刑事訴訟法181条1項ただし書

(量刑事情)

住店侵入の態体は恋貝である。 被告人は、平成9年12月配偶者と婚姻したものだが、仕事をするよう注意する配偶者に対し、平成10年9月な0月ころから、乱暴を加えるようになり、月1回程度と頻繁ではないものの、ささいなことに機嫌を損ねて乱暴を繰 子供にまで乱暴するようになった。また、被告人は、本件時、住居侵入を制止しようとした配偶者の祖父にも乱暴をいる。さらに、被告人は、本件後、警察署で保護命令を守る旨の誓約書を作成しながら、配偶者に対し、「浮気はほこしていないんやな。明日の夜9時ころ電話するから取ってくれ」などと無神経な電話をしている。被告人は、ガラスで償するなど、本件犯行の後始末をしていない。これらの事実は、被告人の身勝手さや社会性の乏しさを窺わせている。人は、配見また過程であれるといる。またなど、日見ればまずのとなった。 偶者は、乱暴を繰り返す被告人の態度に怯えている。裁判所の保護命令に違反し、悪質な住居侵入にまで至った被告、

行為に及んでいた。配偶者に大きな落ち度があるといえ、被告人が犯行に及んだ経緯には同情の余地がある。 このように被告人に有利な事情が何点かあるものの、本件は、裁判所の保護命令に違反した事案であり、住居侵入が悪質であること、配偶者がなお被告人の乱暴に怯える状況にあることなどを考慮すると、被告人に対し、その刑の 猶予すべき事案とはいえず、主文の実刑が相当であると判断した。

(求刑 - 懲役1年)

平成14年3月18日

高松地方裁判所刑事部

裁判官 梨 雅 夫